

資料4

廃棄物減量等推進審議会の廃止及び環境審議会への審議事項の引継について

1 廃棄物減量等推進審議会について

一般廃棄物処理基本計画の策定にあわせて5年ごとに委員を委嘱している。同計画の策定及び廃棄物手数料の見直しについて、市長の諮問に応じて答申を行っており、答申とともに委員を解任している。

2 環境審議会について

主に環境基本計画の策定について、市長の諮問に応じて答申を行っている。環境概要（環境基本計画年次報告書）の審議も行っていることから、毎年度開催しており、委員の任期は2年で再任を妨げないこととしている。

3 廃棄物減量等推進審議会の廃止及び環境審議会への審議事項の引継ぎについて

環境基本計画は一般廃棄物処理基本計画の上位計画であり、その内容も包含していることから、一般廃棄物処理基本計画に関する事項については、廃棄物減量等推進審議会と環境審議会とで二重審議されている状況である。

二重審議の解消や事務の効率化を図る観点から、令和8年4月1日付で廃棄物減量等推進審議会を廃止し、審議事項を環境審議会に引き継ぐよう見直しを行うもの。

4 環境審議会委員の追加について

以下の4名について、令和8年4月1日付けで新たに環境審議会委員に委嘱する予定。なお、新たに委嘱する委員の任期は、補欠委員の任期が前任者の残任期間とされている規定を準用し、令和8年度末までの1年間とする。

所属	氏名	備考
山口市リサイクル協働組合代表理事	磯野 裕昭	廃棄物処理業者
山口市一般廃棄物協働組合理事長	上松 寛延	廃棄物処理業者
山口市社会福祉協議会会长	徳永 雅典	
山口市自治会連合会理事	未定	理事の中から選出

令和4年度 山口市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	役職名等	備考	環境審議会への委員の引継
藤原 勇	ふじわら いさむ	山口大学准教授	会長	なし
新谷 明雲	しんたに めいうん	山口県立大学名誉教授		なし
磯野 裕昭	いその ひろあき	山口市リサイクル協同組合代表理事	廃棄物処理業者	環境審議会委員に追加
上松 寛延	うえまつ ひろのぶ	山口市一般廃棄物協同組合理事長	廃棄物処理業者	環境審議会委員に追加
豊田 政子	とよた まさこ	やまぐちエコ俱楽部代表	副会長	従来から重複
徳永 雅典	とくながら まさのり	山口市社会福祉協議会会长		環境審議会委員に追加
金子 隆文	かねこ たかふみ	山口市自治会連合会理事		環境審議会委員に追加
倉益佐由美	くらます さゆみ	生活協同組合コープやまぐち理事		従来から重複
岡崎百合子	おかざき ゆりこ	小郡消費者団体連絡協議会幹事	小郡地域推薦	なし（重複）
藤村 勇	ふじむら いさむ	山口県央商工会	秋穂地域推薦	なし
上野 千恵	うえの ちえ	阿知須地区更生保護女性会会長	阿知須地域推薦	なし
水津真理子	すいづ まりこ	山口市食生活改善推進協議会徳地支部副支部長	徳地地域推薦	なし
光弘 光代	みつひろ みつよ	J A山口県山口統括本部女性部阿東支部地福女性部部長	阿東地域推薦	なし
松本 久栄	まつもと ひさえ	一般公募		なし
田中真由美	たなか まゆみ	一般公募		なし

山口市廃棄物減量等推進審議会 法令根拠

●山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、山口市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項について市長に建議することができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（山口市廃棄物減量等推進審議会）

第3条 条例第7条第4項に規定する山口市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

（1）公共的団体を代表する者

（2）識見を有する者

（3）市長が特に認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときに、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に必要があると認めるときは、山口市職員、専門的な知識を有する者等に対し、会議への出席を求めることができる。

第6条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

山口市環境審議会 法令根拠

●環境基本法

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

●山口市環境基本条例

(山口市環境審議会)

第33条 環境の保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、山口市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。
 - (1) 環境基本計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、市長の諮問によるもののほか、前項各号に規定する事項について市長に意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●山口市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市環境基本条例（平成17年山口市条例第128号）第33条第4項の規定に基づき、山口市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、特に必要があると認めるときは、次条に定める特別委員のほか、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会に専門的事項について助言を求めるために特別委員を置くことができる。
- 5 前項の規定による特別委員は、専門的学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。